

(別紙1)

日本社会学会会員が所属する研究機関の
倫理審査委員会 委員長 様 ご担当者 様

社会調査の倫理審査に関するお願い

2025 年 9 月 日本社会学会倫理委員会

平素より、社会学研究の実施にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

社会学研究の主要な研究手法の一つに、社会調査があります。社会調査とは、人々を対象として面接や質問紙など一定の方法で人々に関する客観的及び主観的情報を得ることであり、様々な学問領域でも広く使われている手法です。

社会調査は、どのような方法であれ、調査対象者に負担をかけ、プライバシー侵害や個人情報の漏洩の危険を含んでいます。そのため、日本社会学会では、「日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針」(以下、日社研究指針)を策定し、会員に対して、慎重な研究計画の設計や、研究計画への客観的な助言を得ること、調査対象者や関係する地域や集団を保護し、誠実な対応をすること等を要請しています。その一方で、現在、諸外国において、必ずしも社会調査への倫理審査が必須でないこと、また国内には社会調査の専門家を委員に含まない倫理審査委員会もあることから、「日社研究指針」では社会調査を実施する会員に対して、倫理審査の受審を求めています。

しかしながら、2023 年に本学会の会員が受けた倫理審査の経験を調査したところ、医学をはじめとする他の学問分野の基準で運営される倫理審査委員会を受ける義務を課されている会員や、社会調査への理解が不十分な委員会からの修正指示によって本来の社会調査の趣旨が損なわれるような計画変更を迫られる会員がいることがわかりました。

そこで、社会学的な関心から実施される社会調査の研究計画に対しては、下記の点をご考慮いただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 貴機関において、社会学的な関心から実施される社会調査に対して、事前に倫理審査を実施する場合、「日社研究指針」を参照していただきますよう、お願い申し上げます。
2. 社会学的な関心から実施される社会調査は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)の対象ではありません[‡]。そのため、同指針が求める要件の遵守が、社会調査の実施にとって適切とは限りません。貴機関の倫理審査委員会が同指針に基づく審査を行っている場合、社会学的な関心から実施される社会調査の研究計画を倫理審査から免除する手続きを取ることをご検討ください。
3. 海外では、客観的に「当該研究計画は倫理審査を要しない」と判断された証明として、所属機関の長や倫理審査委員会の委員長から通知書や証明書が発行されることがあり、本学会の

[‡] 同指針の対象となる「人を対象とする生命科学・医学系研究」とは、人を対象として、①傷病の成因の理解、②病態の理解、③傷病の予防方法の改善又は有効性の検証、④医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証のいずれかを通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること、または、人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること、と定義されている。

会員も、学会での発表や学術誌への投稿に際して、倫理審査を免除した旨の証明の発行を希望することがあります。その場合、以下に示すように、倫理審査の対象には該当しないと判断したことを示す通知書の発行をご検討ください。なお、本書式例では、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の適用範囲に該当しないとの判断をした場合を想定していますが、貴研究機関内の規則等に置き換えても差し支えないものです。

倫理審査免除通知書（例）

〇〇 様

本研究は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の適用範囲に該当しないため、審査免除に相当すると判断する。

通知番号：

研究課題名：

年 月 日

××倫理審査委員会委員長